

令和2年6月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
(うち屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用) 1 件、
屋外式ガス給湯暖房機(都市ガス用) 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
(うち玩具(樹脂製バット) 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6 件
(うちシュレッダー1 件、電気ストーブ(カーボンヒーター) 1 件
自転車2 件、スピーカー1 件、ヘルメット(スケートボード用) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：鈴木、柳川、豊田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000154	令和2年5月24日	令和2年6月8日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	YV1624R	株式会社ハーマン	重傷1名	当該製品で湯張り後、浴槽に入ったところ、左足に火傷を負った。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202000159	令和2年4月11日	令和2年6月10日	屋外式ガス給湯暖房機(都市ガス用)	IT4203ARSSW3QU(東京ガス株式会社ブランド)	リンナイ株式会社(東京ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品を溶損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月2日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000161	令和2年5月8日	令和2年6月10日	玩具(樹脂製バット)	カキーンバット(CLUB MU:!!)	株式会社キット(輸入事業者)	重傷1名	保護者が当該製品を振ったところ、当該製品の先端部の蓋が外れ、中の装置が飛び出し、幼児(3歳)が顔を負傷した。現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月2日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000153	令和2年5月22日	令和2年6月8日	シュレッダー	火災 軽傷1名	事務所で当該製品にエアゾールスプレーを吹き付けたところ、爆発を伴う火災が発生し、1名が負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	製造から25年以上経過した製品
A202000155	令和2年4月3日	令和2年6月9日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月5日
A202000156	令和2年6月2日	令和2年6月9日	自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたが、沿道の並木に衝突し、転倒、胸部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202000157	令和2年5月15日	令和2年6月10日	スピーカー	火災	当該製品を他社製のアンプに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和2年5月26日に公表したアンプに関する事故(A202000111)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月1日
A202000158	平成22年9月	令和2年6月10日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月2日
A202000160	令和2年5月7日	令和2年6月10日	ヘルメット(スケートボード用)	重傷1名	公園で子供(7歳)が当該製品を被り、木から飛び降りようとしたところ、当該製品が枝の隙間に引っ掛かり、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	青森県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月1日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

玩具（樹脂製バット）（管理番号:A202000161）

